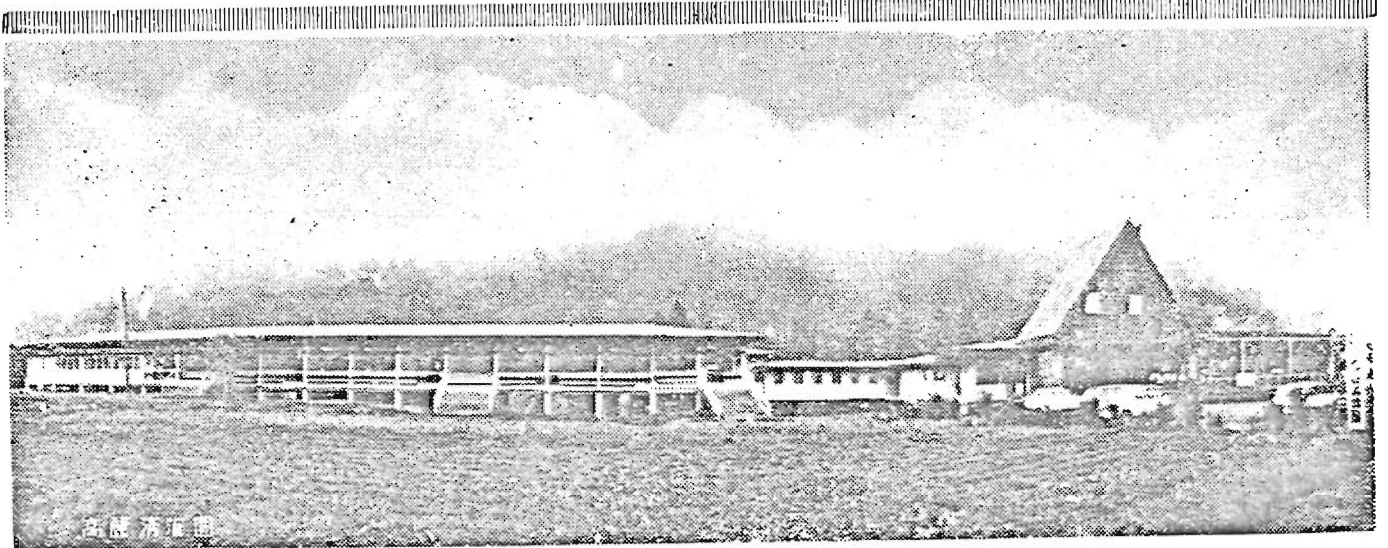


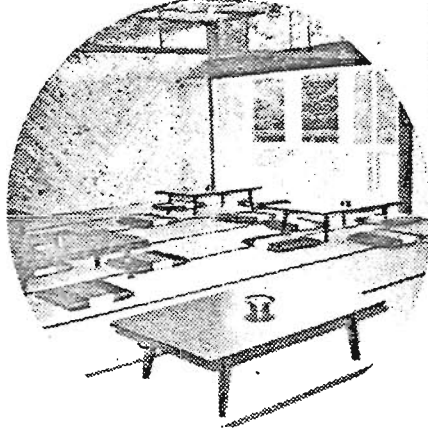
豊島区広報

世帯と人口
7月1日現在
人口 353,797
男 179,286
女 174,511
世帯数 130,660
(住民登録による)

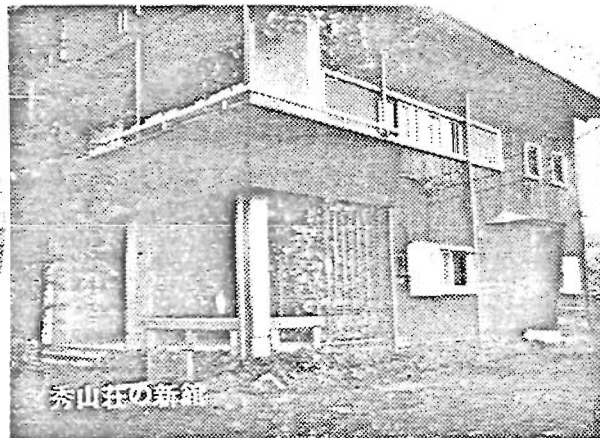
昭和40年8月20日 東京都豊島区役所発行 電話(981) 大代表1111



高麗清流園の全景



秀山荘の一室



秀山荘の建物

秋の行楽シーズン

区立秀山荘・高麗清流園へ行こう

—9月1日から利用できます—

秋の行楽シーズンがやってきます。ご家族そろって、またお友だちといっしょに、軽いハイキングをかねて、区

民の健康といこいの殿堂——、新装なった秀山荘・宿泊施設が完備された高麗清流園へ行ってみましょう。

“山中湖畔の秀山荘”

美しい富士山を真正面に見る山中湖畔の静かな台地、ここ秀山荘は皆さんのお出でをお待ちしております。

▽宿泊料(一泊)・大人100円・子ども50円

連続宿泊は3日以内です。食事は自炊ですが炊事用具は用意してあります。

▽休憩(3時間まで) 大人30円・子ども15円

“気軽にに行ける高麗清流園”

さわやかな風が小鳥のさえずりと共に聞こえてくる——ここ高麗清流園に、このたび宿泊施設が完備され、いよいよ9月1日から一般に公開されます。都心から近いのでお気軽にご利用できます。

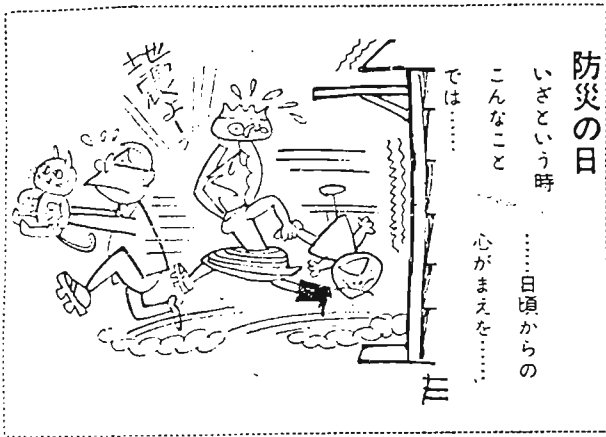
▽宿泊料(一泊二食) 大人360円・子ども260円
連続宿泊は3日以内で、お米は持参。

▽休憩(5時間まで) 大人50円・子ども30円
※ 両施設とも7・8月は小学校夏季施設になりますので、一般の利用はできません。

◎ 申込先とお問い合わせは

区役所区民部区民課区民係(窓口1階)
電話(981)一一一一(内線二一六)へ

ご家庭での注意はこんなところに



- 台風がくる前に
- ① 雨戸、ガラス戸などが吹きぬかれないように、板やカンヌキなどで補強しておくこと。
 - ② 煙突、テレビアンテナ、看板

台風 地震に備えて

9月1日は「防災の日」

☆ この日は、関東大震災記念日でもあります。台風・地震・火災などの災害は、いつ、どこでおこるかわかりません。とくに今夏のように、不順な天候のときには、秋に大型台風が多いといわれています。毎年この「暴れん坊」のために多くの尊い生命が奪われております。「災害は忘れたころに」といいます。わたくしたちは台風のみでなく地震・火災などあらゆる災害について、ふだんから真剣に対策を講じ、次の事項には、とくに注意しましょう。

「台風のとき」

などは倒れないよう針金などで取り付けを頑丈にしておくこと。

水洗便所指定地域が

告示になりました

水洗便所がつくれます

東京都下水道局では、かねてから谷端川の下水道工事が行なわれていきましたが、このほど完成、8月1日から区内下表の地域が、新しくふん尿などの汚水を直接下水道に流し込めるようになりました

水洗便所改造資金をお貸しします

都では、この下水道を十分に利用していただくため、いままでのくみ取便所を水洗式に改造されるご家族に、一七、七〇〇円を限度として、改造資金の貸付を行なっています。

◇貸付けの条件

- ③ 電灯の引込線がゆるんでいたり破損していると屋根や雨どいにふれ、漏電やスパークをおこし、火災や感電の危険があるので、修理しておくこと。

台風が近づいたら

- ① とくに火の始末に注意し、停電のときは懐中電灯などを使い裸火を使用しないこと。
- ② 避難準備として、食糧、衣類貴重品、救急薬品などをそろえておき、常にラジオ、テレビの台風情報に注意すること。

地震のとき

▽地震の被害よりその後におこる火災の被害が大きいので、まず第一に火の始末をすること。

▽落下物に注意し、じょうぶな家具に身をよせ、屋外へ避難するときは、あわてずに落下物や切断された電線などに注意すること。

▽延焼を拡大したり、避難や消防活動のじまになるので、家具などを道路に出さないこと。

町名	一部利用できる番地	全部利用できる番地
池袋1丁目	30 38~41 50	1~29 31~37 42~49 51~632
同 2丁目	1067~1071 1083~1089 1115 1118~1121	893~901 903 905~1065 1123~1128 1682~1731
同 3丁目	1605 1631~1641 1647 1649~1659	1648
同 4~7丁目		全部 36
栗町1丁目	35 37 39~42	
千川町1丁目	4~7 17	
高松1丁目	2~8 16 17 23 24	1 9~15 25~28
同 2丁目	35 36	1~10 13~34 37~42
同 3丁目	1~3 5~10	4
堀之内町	76 77 104 105	6~12 19 21 22 24~26 28 30 34 35 46 47 53~75 91 94~96

方は、一七、七〇〇円までの助成金をさしあげます。

◇申請場所と問い合わせ先
水道局北部第一支所内 下水道局の排水設備係 電(983)三二四一
なを区役所土木課でも不明の点は相談に応じます。

電(981)一一一一

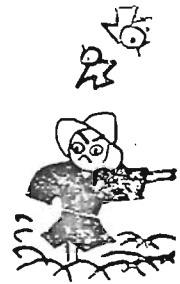
昭和40年

特別区民税・都民税2期分

農地報償金が支給されます

申請受付は8月20日から

このたび「農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律」とその関係法令が公布施行されました。これに基づいて、区では8月20日から給付金の請求書受付が始まります。



あらまじは次のとおりで、該当される方は必要書類をそろえて手続きをして下さい。書類は経済課(一階)の窓口にて備え付けてあります。

◇ 給付金の支給対象

- ① 法律によって、農地を一畝以上買収された農地被買収者(その者が昭和40年3月31日以前に死亡しているときはその遺族、また法人が解散されている場合は承継人)です。

② この場合、買収後に被買収者に国から、売払った面積は差し引かれます。

③ 農地面積は田は10割、畑は6割として計算されます。

④ 遺族の範囲は、配偶者(内縁関係を含む)、子、孫および父母、なお外国人と一定の法人は、給付金の支給が受けられません。

◇ 給付金額

- 一畝以上 一反未満 一万円
- 一反以上 一町未満 一反につき 二万円

- 一町以上 二町未満 一反につき 一万円
 - 二町以上 三町未満 一反につき 六千円
 - 三町以上 一反につき 二千円
- 給付金の支給額は、最低一万円、最高は百万円までとなっています。

◇ 給付金の支給方法

移管事務の手引き④

都から区へ

- 生活保護法
- 生活保護には、生活・住宅・教育・医療・出産・葬祭・生業の七種類の扶助があります。

保護は厚生大臣の定めた保護基準額によって計算された額と、要保護世帯の全収入額とを比較して、その不足分を扶助することになっております。したがって収入金額が保護基準額を上廻った場合には、保護は適

① 給付金の支給は、有資格の申請によって行なわれます。申請期限は昭和42年3月31日までで、期間内に請求しないと給付金が受けられません。

② 給付金は、一反歩以上は10年、一反歩未満は5年償還の無利子の記名国債をもって支給されます。

◇ 請求に必要な書類

- ① 給付金請求書
- ② 添付書類

・登記簿謄本。買収令書。売渡・非売渡証明(農業委員会発行のもの)。戸籍謄本。住民票。先願証明。同意書。内縁関係証明

◇ 申請先およびお問い合わせは区民部経済課(内線二六七)へ

用されません。

ただし、医療扶助などの場合にはその上廻った額が自己負担額となつて保護が適川されることがあります。4月現在当区で、この法律の適用を受けている方は、一、九八三世帯四、二四四人ですが、これらの方々に対する一か月間の扶助額は約三、五〇〇万円となっています。

生活保護に関するしこは、区の福祉事務所で行なっております。生活その他にお困りの方は、お気軽にお出で下さい。専門の職員がご相談に応じています。

進んで受けよう

無料一般健康診断

ことしの一般健康診断は、次の日程で行なわれます。健康には自信があるとおっしゃる方も、この機会に進んで受けましょう。

なお勤務先、学校などで検診を受けた方、乳幼児は除かれます。

検診の内容レントゲン検査もよりの会場を受けて下さい。

受付時間	午後1時30分～3時30分
月日	会場
8月20日	長崎四丁目町会事務所
23日	若狭瓦店空地
24日	高松都宮住宅広場
25日	袴田工場空地
26日	長崎東映隣稲荷神社
27日	要町小学校
30日	豊島長崎保健所
受付時間	午後1時30分～3時
8月30日	豊島池袋保健所
31日	駒込小学校
9月1日	西果鴨小学校
2日	池袋第二小学校
3日	時習小学校
7日	雑司谷小学校
8日	渠鴨小学校
9日	大塚台小学校
10日	池袋第五小学校
13日	清和小学校
15日	高南小学校
16日	立教体育館横笠原駐車場
17日	豊島池袋保健所

お知らせ



☆：「行政相談」を

ご利用下さい

行政相談とは、国の事務を扱う役所についての苦情・不満・意見などを受付け、その解決をあっせんするための相談です。

たとえば

○恩給や遺族年金、厚生年金のこと

○道路や河川のこと

○公用地の買収のこと

○とき 毎月第2・4火曜日

午後1時から4時まで

○ところ 区民課区民相談係

なお相談日以外でも、常時気軽に相談出来るよう、次の行政相談員が選ばれています。

山下 勤 池袋一の一二六

(983)六〇二六

武部 りつ 雑司ヶ谷町六の二四

(971)一三二〇

木村雄次郎 南長崎五の二八の四

(951)二二六二

☆：飼主のわからない

犬猫の死体処理は

◇：国道上にあるときは

建設省東京工事事務所第五出張所

電話(八九六六) 二六六〇
◇：都道上にあるときは

豊島清掃事務所

電話(九八四) 九六八一

◇：区道上にあるときは

豊島区建設部土木課

電話(九八一) 一一一一

で取り扱っていますので、ご連絡下さい。なお道路の区別がわからないときは、豊島区建設部土木課まで電話していただければ、関係機関へ連絡いたします。

また飼犬、飼猫の死体は、豊島清掃事務所へ取扱います。この場合、手数料一頭につき四百円かかります

大東京記念バッジ発売中!



区役所支関受付、各出張所で一〇〇30円
☆：店員講座が始まります

区では9月7日から11日まで、巢

鴨厚生会館で店員講座が開かれます

申し込みは、8月26日まで所属の

商店会長まで。受講料は一切無料。

回 区長杯争奪

第 18 豊島区民秋季体育大会

区では恒例のスポーツの祭典、区民秋季体育大会を9月12日より区内各会場で開かれることになりました。実施種目は次のとおりで、区民皆

さんの積極的なご参加をおまちしております。

ただし軟式野球は、連盟に加入しているチームの推せんチームに限ります。

- ・軟式野球
- ・軟式陸球
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・卓球
- ・バトミントン
- ・日本弓
- ・アーチェリー
- ・柔道
- ・剣道
- ・ソフトボール
- ・クレイ射撃
- ・相撲
- ・サッカー

受付先とお問い合わせは、区教委社会体育係まで(内線三三六)

☆：少年相談所の出張開設

主催/警視庁少年第一課

○とき 9月17・18・19日

午前10時～午後5時まで

○ところ

- ・大丸(東京駅)一階北側ホール
- ・京王百貨店(新宿)六階

☆：交通量調査に

ご協力下さい

車輛制限令による交通量調査が、8月31日まで行なわれています。この調査の対象は、道幅3・20メートル以上の主要路線一八で、朝8時から夜8時まで、何台の自動車が行するかを調査し、道路舗装計画、車輛制限などの資料とするものです。各箇所に調査員が出張していますので皆さんのご協力をお願いします。



みちくさ

9月の和名は「長月」といいます。

この長月は「夜長月」がたまって長月となったとしており、もちろん旧暦によるもので、いまの10月に当たり、昼が短かく夜が長くなる月ということ。9月から11月は、いわゆる秋と呼ばれています。ではこの秋という語源はいつどこからきたのでしょうか?—、この季節は山野に穀物がみのり、食物が満ちあきるほど豊かになることから「あき」と呼ばれる。この季節は空気が澄み明らかになることから「あき」とする。

この季節には穀物がおおいになるということから、おおいがなまって、あきとなったともいわれる。以上のいろいろの説があるようですが、いづれにしても、このことばは日本古代の農業用語から来たことに間違いのないようです。

「燈火親しむ候」もこの季節です。すばらしい秋の夜長に、テレビも結構ですが、たまには落ちついて頁をめくるのも楽しいものです。またそろそろ受験期も近づいてきました。勉強のムードづくりに大切な季節夕食後の後のひとときを一家あげての読書はいかが……。

区役所第一出張所の電話番号変更

(18) 7374番に

8月1日から